○中国地方整備局告示第六号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十三年一月二十五日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十三年一月二十五日　中国地方整備局長　福田　功

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
二号	三原市糸崎四丁目三〇〇三番一から同市糸崎四丁目一四一六番一まで	中国地方整備局及び同局福山河川国道事務所

供用開始の期日　平成二十三年一月二十五日

○中国地方整備局告示第七号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十三年一月二十五日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十三年一月二十五日　中国地方整備局長　福田　功

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
二号	倉敷市中島字中新田弐一四六〇番一から同市片島町字道林二六二番一まで（ただし、関係図面に表示する部分のみ。）	中国地方整備局及び同局岡山国道事務所

供用開始の期日　平成二十三年一月二十五日

○沖縄総合事務局告示第一号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十三年一月二十五日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十三年一月二十五日　沖縄総合事務局長　竹澤　正明

(一) 道路の種類　一般国道

(二) 路線名　三百二十九号

(三) 道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
沖縄市大里二丁目二四番七から同市大里二丁目四二五番一まで	前	一八・〇〇～二二・五五メートル	〇・〇六二キロメートル
	後	一九・七〇～二二・九〇メートル	〇・〇六二キロメートル

(四) 図面縦覧場所　沖縄総合事務局及び同局南部国道事務所

○沖縄総合事務局告示第二号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十三年一月二十五日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十三年一月二十五日　沖縄総合事務局長　竹澤　正明

(一) 道路の種類　一般国道

(二) 路線名　三百三十一号

(三) 道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
南城市佐敷字津波古東原一九〇番から同市佐敷字津波古崎原一三七八番三まで	前	一〇・〇～三八・〇メートル	〇・二六〇キロメートル
	後	一六・五～五三・〇メートル	〇・二六〇キロメートル

(四) 図面縦覧場所　沖縄総合事務局及び同局南部国道事務所

国会事項

開会式

第百七十七回国会の開会式は、一月二十四日天皇陛下の御臨席のもとに参議院議場において行われた。

衆議院議長は、次の式辞を述べた。

天皇陛下の御臨席を仰ぎ、第百七十七回国会の開会式を行うにあたり、衆議院及び参議院を代表して、式辞を申し述べます。

今日、わが国をめぐる内外の諸情勢はきわめてきびしく、緊急に解決すべき幾多の重要問題があります。

このときにあたり、われわれは、わが国をとりまく現状を深く認識し、内政、外交の各般にわたり、議論をつくし、合意形成に努力して、必要な施策を講じ、国民生活の安定向上に万全を期さなければなりません。また、国際社会の一員として、諸外国との相互理解と協力を一層深め、世界の平和と繁栄に寄与していかなければなりません。

ここに、開会式にあたり、われわれに課せられた重大な使命にかんがみ、日本国憲法に基づき、おのおの最善をつくしてその任務を遂行し、もって国民の信託にこたえようとするものであります。

次に、天皇陛下から次のおことばを賜った。

本日、第百七十七回国会の開会式に臨み、全国民を代表する皆さんと一堂に会することは、私の深く喜びとするところであります。

国会が、永年にわたり、国民生活の安定と向上、世界の平和と繁栄のため、たゆみない努力を続けていることを、うれしく思います。

ここに、国会が、当面する内外の諸問題に対処するに当たり、国権の最高機関として、その使命を十分に果たし、国民の信託に応えることを切に希望します。

衆議院

政府特別補佐人承認

一月二十日横路議長は、菅内閣総理大臣申出の次の者を、第百七十七回国会政府特別補佐人とすることを承認した。

人事院総裁　江利川　毅

公正取引委員会委員長　竹島　一彦

公害等調整委員会委員長　大内　捷司

議事日程

一月二十四日の議事日程は次のとおり。

議事日程　第一号

平成二十三年一月二十四日（月曜日）

午前十時開議

第一　議席の指定

第二　常任委員長の選挙

一　国務大臣の演説

参議院

議事日程

一月二十四日の議事日程は次のとおり。

議事日程　第一号

平成二十三年一月二十四日（月曜日）

午前十時開議

第一　議席の指定

第二　国務大臣の演説に関する件

政府特別補佐人承認

一月二十一日西岡議長は、菅内閣総理大臣から申出のあった次の者を、第百七十七回国会政府特別補佐人として承認した。

人事院総裁　江利川　毅

公正取引委員会委員長　竹島　一彦

公害等調整委員会委員長　大内　捷司

人事異動

内閣

法務大臣秘書官に任命する　江田　洋一

国務大臣秘書官

経済産業大臣秘書官に任命する　菊地　幸彦

経済産業大臣秘書官

国土交通大臣秘書官に任命する　土田　敦司

国土交通大臣秘書官

国務大臣秘書官に任命する　枝野佐智子

枝野国務大臣附を命ずる

国務大臣秘書官に任命する　嶋田　隆

与謝野国務大臣附を命ずる

国土交通大臣秘書官

国務大臣秘書官

願に依り本官を免ずる（各通）（以上一月十四日）　杉岡　一弘　乙井慎太郎

（さいたま地方裁判所判事兼さいたま家庭裁判所判事）判事　坂口　公一

簡易裁判所判事に兼ねて任命する（一月二十一日）